

にっぽり夢問屋 催事開催に関する規約

第1項 飲食に関する制限と範囲

- (1) 7, 8, 9月の飲食販売は、常温保存可能な食材提供のみとする
- (2) 調理加工の範囲、常温保存可能な食材を加熱無しでの加工、あぶり焼きなどの簡易加工のみを許可範囲とするが都度事務局に確認する。

第2項 設備について

- (1) 1ブースの設備は「テーブル1個」とする。
- (2) テント貸しの場合、1テント辺りの設備は「テーブル2個」とする。
- (3) 持ち込み設備については、テント貸しのみをテーブル持ち込み可能として、通常の1ブースではテーブル持ち込みは禁止とする。
- (4) 有料設備
 - ① 電源(100V)の使用 ￥500／1ブース辺り
 - ② テーブル(追加分) ￥2,000／1テーブル
- (5) 電気の利用について
基本的に電気設備は利用できません。必要な際は事務局までご相談ください。
- (6) **出店料金は当日、現地で徴収となります。**

第3項 催事開催時の営業許可・出店許可書

- (1) 出店者は出店申込書の提出を義務とする。
- (2) 出店者は調理や加工、試食、飲料などを販売する場合、別紙1の保険所申請用紙の提出も義務とする。
- (3) 出店申込書の提出期限 **開催日の30日前** までに主催者へ提出すること。
- (4) 出店申込書及び、別紙の提出を持って主催者は出店許可を連絡します。
- (5) 出店許可の連絡が無い場合は、出店できません。

出店者書類 出店申込書 別紙1(保険所申請用紙)

第4項 出店者に関する義務

- (1) **出店者は会場の設営及び、撤去に積極的に参加・協力すること。**

第5項 販売商品に関する規則

- (1) 加熱、調理、解凍・冷凍、食品加工が必要なもの(試食も含む)は事務局の販売許可が必要となります。
- (2) 食品衛生上、問題があると事務局で判断した場合は催事の開催前、開催中に関わらず該当する食品の展示、販売を中止していただきます。
- (3) 銳利なもの怪我の恐れのあるものは販売を中止させていただく場合がございます。

第6項 飲食販売に関する制限と範囲

- (1) 7, 8, 9月の飲食販売は、常温保存可能な食材提供のみとします。
- (2) 調理加工の範囲、常温保存可能な食材を加熱無しでの加工、あぶり焼きなどの簡易加工のみを許可範囲としますが都度事務局に確認をしてください。
- (3) 営業許可をお持ちの方は、事務局までご相談ください。

第7項 ゴミの取扱いについて

- (1) 基本的には各店にてお持ち帰りください。
- (2) 持ち帰りが困難な場合は、事務局にご相談ください。

第8項 その他

- (1) 法令違反や営業等に著しく支障を与える場合は、事務局の判断で出店を中止させていただく場合がございます。
- (2) 出店申込後、出店者の都合で出店を取りやめた場合の＜出店料＞の返還はできませんのでご了解下さい。
- (3) 会場内は全て禁煙となります、所定の場所での喫煙をお願いします。